

〔當道要集〕法の次第

- 一 總檢校ハ、表に築地をつき、門作、廣間、破風かけ、狐戸つりたる家に可仕事、但借家ハ別段の事、
- 一 總檢校、末後に及、息未絶内に、守宮神、代々の日記什物共二老へ相渡し、兩職事禮儀をなし、時の
- 二 老三老まで可有案内、三老より以下の檢校勾當ハ、聞付次第、新總檢校へ樽納可有、一禮事、
- 一 新二老三老へも、樽納可有、一禮事、
- 一 新總檢校より傳奏への禮物、座中より出職ひらきハ、總檢校自分可爲操事、
- 一 職事を置ハ、先品を改、万事依怙最負なく、万物押領私曲すべからざる起請文を書置べし、
- 一 總檢校へ久我殿ハ案内ありて、平家御所望の時ハ、一方より壹人、八坂ハ壹人、長柄にて出仕、裝束しきしやう、并兩職事共に可出仕、時に仍勾當も出仕ス、裝束しきしやう、になひに乗、
- 一 總檢校者、山城之國中を不出、上様ハ各別ナレバ、伺公尤ト議定シテ、伊豆總檢校の時より何方へも伺公有之事、
- 一 退散の時、五老迄ハ、總檢校座を立送、檢校成之刻も可爲同前事、
- 一 總檢校、錢湯へ不可入、但し留風呂ハ不苦事、
- 一 總檢校町家へ不可出、事、
- 一 總檢校ヨリノ使者ハ、勾當四度たりと云とも、座を立可送事、
- 一 新檢校ノ時、總檢校二老三老樽納事、
- 一 セキ名三代に不越、名字はセカズ、但總檢校ノ名ハ末代セクベシ、名人の名に准事、
- 一 總檢校障有レバ、職事名代ノ御禮申上事、
- 一 遅參致バ、總檢校二老三老迄呼懸可有禮事、
- 一 職開召物三季を過すべからず